



第35回

山造りのノウハウと経営的視点を持った
技能集団の創生を目指して―

山守り型森林管理の提案

鈴木 章

NPO法人 杉の杜学舎
〈岐阜県美濃市〉



現代林業2016.4 62

「山守り」の創生

私は現在56歳。私と林業との関わりは進学した大学が農学部林学科であったことに始まります。大学卒業後は教職に就いておりましたが、私が40歳で再び林業の現場へ戻るきっかけになったのが「KOA森林塾」という林業講座でした。

雑誌で目に留まった「KOA森林塾」の記事を頼りに参加してみることにしたのです。そこで再会したのが大学時代の恩師である島崎洋路先

の根幹にあります。

分収造林地をどうするか

現在の杉の杜学舎の中心事業は65haの共有林の受託管理です。地域の区有林・財産区及び市有林と森林経営委託契約を締結し、分収造林契約を解除した共有林を地域の水源林に誘導するための整備を行っています。事業地を含む片知川源流部には約580haの分収造林契約地があり、その大部分が契約の終期を迎えています。契約上580haに及ぶ契約地が一時期に一斉皆伐される予定になっており、この問題に直面した共有林の管理委員長さんが杉の杜学舎に相談を持ち掛けてこられたところから分収造林契約地の問題に取り組むようになりました。

ご承知のように分収造林契約とは土地の所有者と管理者が異なる造林地で、一般に50年程度の契約期間を

生でした。島崎先生は信州大学を定年退官後、自身の山小屋で「山造り承ります」の看板を掲げて地域の山造りを手掛けておられました。その山小屋でお弟子さんや受講生の皆さんに山造りのノウハウを伝える森林塾を開催していたのです。

この森林塾への参加がきっかけとなり18年間勤めた前職を退職し、「製炭業」と「林業」の親方の下での修行生活を経て、岐阜県美濃市にある県立森林文化アカデミーの1期生として入学することになりました。そ

設定し、契約終期に立木を伐採して事業収益を土地所有者と管理者で分収する契約がされている森林です。分収造林事業は、契約初期においては所有者の自己資金なしで森林造成ができ、また、地域の雇用創出など多くのメリットもあった反面、現在では多くの問題も顕在化してきています。その問題例を挙げれば、面積の皆伐が一時期に集中して行われることでの環境面への影響や災害発生が懸念されること。予定した事業収益が得られず分収収益が得られないこと。そのために伐採後の再造林費用が捻出できないこと…などの様々な問題を抱えているのが現在の分収造林事業です。

この問題を解決する一つの方法として、収益性や環境面でのメリットの少ない契約地については、契約解除の手続きを進めていくことが当面の対応として考えられます。そのため

して在学中に「NPO法人 杉の杜学舎」を設立し、美濃市を拠点に地域の森林整備に関わることになりました。

杉の杜学舎設立への思いは、恩師である島崎洋路先生の言葉の中にあります。先生の言葉を借りれば、「山造りができ、その一連として伐った木を運び出して有効利用に仕向けられるような技能集団、すなわち「山守り」の創生が急がれる（島崎洋路著「山守り承ります」）」

この基本理念が杉の杜学舎の設立に、杉の杜学舎では契約地の契約内容や過去の災害の発生状況等を当時の契約書類や文献ならびに当事者への聞き取りにより情報を収集しました。その結果、下流集落が契約森林の生育初期段階において土石流災害を複数回にわたって被災している事実などもわかりました。

そこで、立木の生育状況やこれまでのインフラ整備及び保育事業の状況や地形等を調査した上で、契約地を「契約期間を延長し、小面積分散皆伐方式に変更して分収事業を継続するエリア」と「契約を解除し、非皆伐施業による水源林造成に誘導するエリア」の2つのエリアにゾーニングすることになりました。後者のエリアについては、分収契約の持ち分を地元で買い取ることで順次契約を解除していくこととし、契約解除後の森林を杉の杜学舎で受託管理することになりました。

テムであるために、事業者がその時だけの伐採収益を上げようとして優良木を多く伐りすぎ、間伐によって劣勢木や欠点木だけが残された脆弱な森林を造ってしまうことも危惧されます。「保残木マーク法」は客観的データによる伐採計画が立てられるので、事業者の過度な利益追求による森林劣化にブレーキをかけることにも有効な方法だと考えています。

柚の杜学舎の保有機械は0・2クラスのバックフォアとラジコンウインチ付き林内作業車の2台です。作業工程を分業しないことを基本としており、全ての工程をこの2台の機械でこなします。利用間伐エリアでは、最初にバックフォアで作業路を開設し、保残木及び今回の間伐での伐採木にマークキングをします。後はマークキングに従って、チェーンソーによる伐木・造材と林内作業車での集材・搬出をします。



分収造林契約地に関する地権者への説明

保残木マーク法と山守り型施業

現在の柚の杜学舎のスタッフ構成は、常勤職員は私1人であり、2名の非常勤スタッフとともに65haの森林を管理する体制をとっています。森林経営計画や造林補助金等の申請事務、現場の事業計画や現場作業も基本的に1人の山守りが中心となっ



地権者への現場説明会

て行うことを基本としています。森林経営計画の策定や1人作業では難しい現場作業は、各分野の有能な非常勤スタッフにお手伝いしていただいております。

森林管理の中核となる非皆伐方式による森林施業は、島崎洋路先生が1977年に創案した「保残木マーク法」を応用した方法をとっています。

バックフォアと林内作業車のウインチを組み合わせることで多様なバリエーションの作業システムを工夫することもできます。グラップルやプロセッサなどの機械は現在使っていません。機械のイニシャルコストをかけないことで生産性をカバーするという考え方です。中古のバックフォアと林内作業車であれば比較的



保残木マーク法の現地研修会

す。密度管理の基準は相対幹距比(Sr)を用いて、将来の樹高成長の予測から最終的に山に残す木(保残木)の本数を決定します。そして、決定した保残本数を基準に保残木を選木し、あらかじめマークキングをします。その後、樹高成長に合わせて複数回の間伐を実施することで、放置管理可能な老齢段階の森林に誘導していきます。水源涵養機能をはじめとする森林の多面的機能が発揮できる森林の造成を目標林型とします。その際、利用可能な間伐材はできる限り搬出し、当初の木材生産林としての使命を果たすことも考えます。

「保残木マーク法」のメリットは、最初に優良木を適正配置にマークすることで、将来の森林の姿をイメージしやすいことと、間伐による優良木の過剰伐採を防止する効果があります。現在の造林補助制度が搬出材積に依りて補助金額が増加するシス

テムで自社所有できませんし、機械のレンタル費や原価償却費も高価な大型林業機械に比べてほとんどかかりません。自社所有の小型機械は休ませてもランニングコストはほとんどかかりませんので、天候や他の業務で機械を遊ばせても気が楽です。

事業計画も至ってシンプルです。年間の事業面積と搬出材積を予測で



小型バックフォアによる作業路開設

できれば、木材の販売収入と申請できる造林補助金のおよその額は計算できます。これが年間の事業費となりますので、その事業費の範囲内で、目標林型に近づけるための山造りを考えて作業の段取りを組めばよいわけです。全ての工程を1人でやるからこそ簡単だし仕事が面白い。現場とプランナーの主従関係もないので、依頼主である地権者や地域住民に顔を向けた仕事ができます。

いくつかの課題

補助金を活用する上での課題は、現在の森林経営計画制度では補助金の申請単位が5ha以上となっていることです。事業地が標高900mの高地にあるため、冬の3か月間は現場作業に入れません。また、1〜2人の作業体制を基本とする山守り型施業では、人工のかかる利用間伐と作業路開設や各種事務処理も含め

て年間に5haの事業量をこなすことは結構大変なことです。これは、1ha単位での補助申請を認めていただければ解決できる問題です。

また、これからの山林経営は、単に木材生産を目的とするだけでは成り立たないのが実情です。柚の杜学舎の管理する森林の周辺には、近年アウトドアスポーツとして人気のポルダリングができるエリアがあり、全国から多くの愛好者が訪れるようになりました。このような森林の総合利用も含めた「森を地域の財産」にする取り組みが今後の柚の杜学舎の取り組み課題の1つです。

最後に、現在の一番の課題は後継者の育成です。自伐林家の方が持山の管理を親子で受け継ぐことも苦勞があると思いますが、受託森林の管理の後継者を見つけることはさらに難しい状況です。柚の杜学舎でも、山守り型施業の講習会の開催などで後

継者を育成することも始めました。森林組合や事業体で「通りの経験が積まれた方が一定面積の森林を受託管理して独立したり、地域の林業グループが地域の共有林の「山守り」として仕事をしたりするような道筋ができれば」と考えています。それには、越えなければならぬいくつかのハードルはありますが、「山守り」はともやりのある仕事だと思います。



森林文化アカデミーの学生対象の講習会